

## 電動モビリティ貸与要綱

### (趣旨)

第1条 観光客を対象としたアクティビティ・観光スポット間の移動手段、住民を対象とした地域交通の大幅な低炭素化を目指して、高浜町が町内への浸透・普及を進める電動モビリティの貸与の取扱いについて必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この事業は、高浜町が所有する電動モビリティ貸与の実証実験を通じ、電動モビリティ走行の安全基準・ルール作り、活用のニーズ調査、アクティビティとしての可能性を探る事を目的とする。

### (対象者)

第3条 貸与の対象となる者は、下記のいずれかとする。

- ・高浜町商工会もしくは、若狭高浜観光協会及びその会員
- ・高浜町内に住民票を有し、かつ、町内に本社を有する事業者及び個人事業者
- ・町内公共施設指定管理者及び公共施設管理受託者
- ・その他、町長が認めた者

2 前項に記載のある各団体等の職員並びに事業者が経営する店の客等

3 日常生活の中で電動モビリティを活用し、高浜町が期待する町内への浸透・普及に協力することができ、かつ、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 高浜町暴力団排除条例（平成23年高浜町条例21号）第2条第1項第1号から第3号までに該当しない者
- (2) 町税、水道料等の使用料その他の町が徴収する料金等の滞納がない者

### (再転貸の禁止)

第4条 前条により貸与を受けた者が、別の者に再転貸することはできない。

### (貸与物)

第5条 この要綱の貸与対象となる物は、高浜町が所有する電動モビリティとする。この他、走行に必要な備品・エネルギー（充電等）については、各自で準備する事とする。

### (貸与期間)

第6条 対象者が貸与を受けられる期間は、1ヶ月間の範囲内とする。

### (申請手続き)

第7条 貸与を受けようとする者は、町長に対し、貸与申請書（様式第1号）に次号に掲げる関係書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 走行に必要な資格、条件を確認できる書類
- (2) 対象者であることが確認できる書類

2 町長は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類を提出させ、又はそ

の一部の提出を省略させることができる。

(貸与の決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、貸与を決定し、貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用者の責務)

第9条 前条の規定により貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、道路交通法、その他町長が必要とする法令等に準拠すること。

(変更の届)

第10条 貸与決定者で、貸与申請の内容等を変更しようとする場合は、あらかじめ計画変更届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 貸与決定者は、貸与期間が終了したときは、終了の日から起算して20日を経過する日までに、活用実績報告書（様式4号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(貸与決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸与決定の取消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱及び貸与の条件に違反したとき
- (2) この要綱の規定により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) その他事業の施行について、不正の行為があったとき

2 町長は、前項の規定により貸与決定を取消し、又は変更を行った場合においては、期限を定めて速やかに返却を命ずるものとする。

(貸与時の怪我・故障の補償等)

第13条 貸与物については、高浜町が加入している自動車車両保険を適応するものとする。ただし、搭乗中の間のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償し、貸与者の故意・重過失に起因する傷害は補償の対象外とする。なお、保険適応範囲や決定については、保険約款に従い保険会社の判断によるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

令和 年 月 日

高浜町長 野瀬 豊 様

住所又は所在地  
事業所名  
氏名又は名称及び代表者名  
連絡先

貸 与 申 請 書

電動モビリティ推進事業貸与要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 貸与を受ける電動モビリティの名称

2 貸与を受ける電動モビリティの活用内容

3 活用者

3 貸与希望期間 開始予定 令和 年 月 日

終了予定 令和 年 月 日

添付書類

- (1) 走行に必要な資格、条件を確認できる書類
- (2) 補助対象者であることが確認できる書類

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

貸 与 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のあつた電動モビリティ推進事業の貸与については、下記条件を付して貸与することに決定したので通知する。

令和 年 月 日

高浜町長 野瀬 豊

記

- 1 貸与を受けた電動モビリティについては、活用計画等以外の目的に使用してはならない。
- 2 活用計画の内容の変更をする場合(軽微な変更をする場合を除く。)は、変更する内容について計画変更届を提出すること。
- 3 補助金等は当該補助事業等以外の目的に使用してはならない。
- 4 以上のほか、電動モビリティ推進事業貸与要綱の定めに従うこと。

令和 年 月 日

高浜町長 野瀬 豊 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

計 画 変 更 届

令和 年 月 日付け高産第 号により貸与決定の通知があった電動モビリティ推進事業について、内容を変更したいので計画変更届を提出します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容            変更前  
                                 変更後

3 添付書類

- 1) 変更内容を証明する書類
- 2) その他町長が必要と認める書類

令和 年 月 日

高浜町長 野瀬 豊 様

住所又は所在地  
事業所名  
氏名又は名称及び代表者名  
連絡先

事業活用実績報告書

令和 年 月 日付け高産第 号により貸与決定の通知があつた  
電動モビリティ推進事業を下記のとおり実施したので、電動モビリティ推進事業貸与要  
綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 貸与モビリティ名

2 貸与モビリティの活用内容

3 貸与期間  
開始日 令和 年 月 日  
終了日 令和 年 月 日

(注) 関係書類は、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。